

日本国内で運転が認められる運転免許証

外国の免許をお持ちの方が、日本で運転する際には「国際運転免許証」もしくは「外国運転免許証(特定国、1地域に限る)+日本語翻訳文」が必要です。



次のいずれかの免許証を所持している必要があります。

■通常の国内運転免許証(日本国内在住者)

■国際運転免許証

ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの

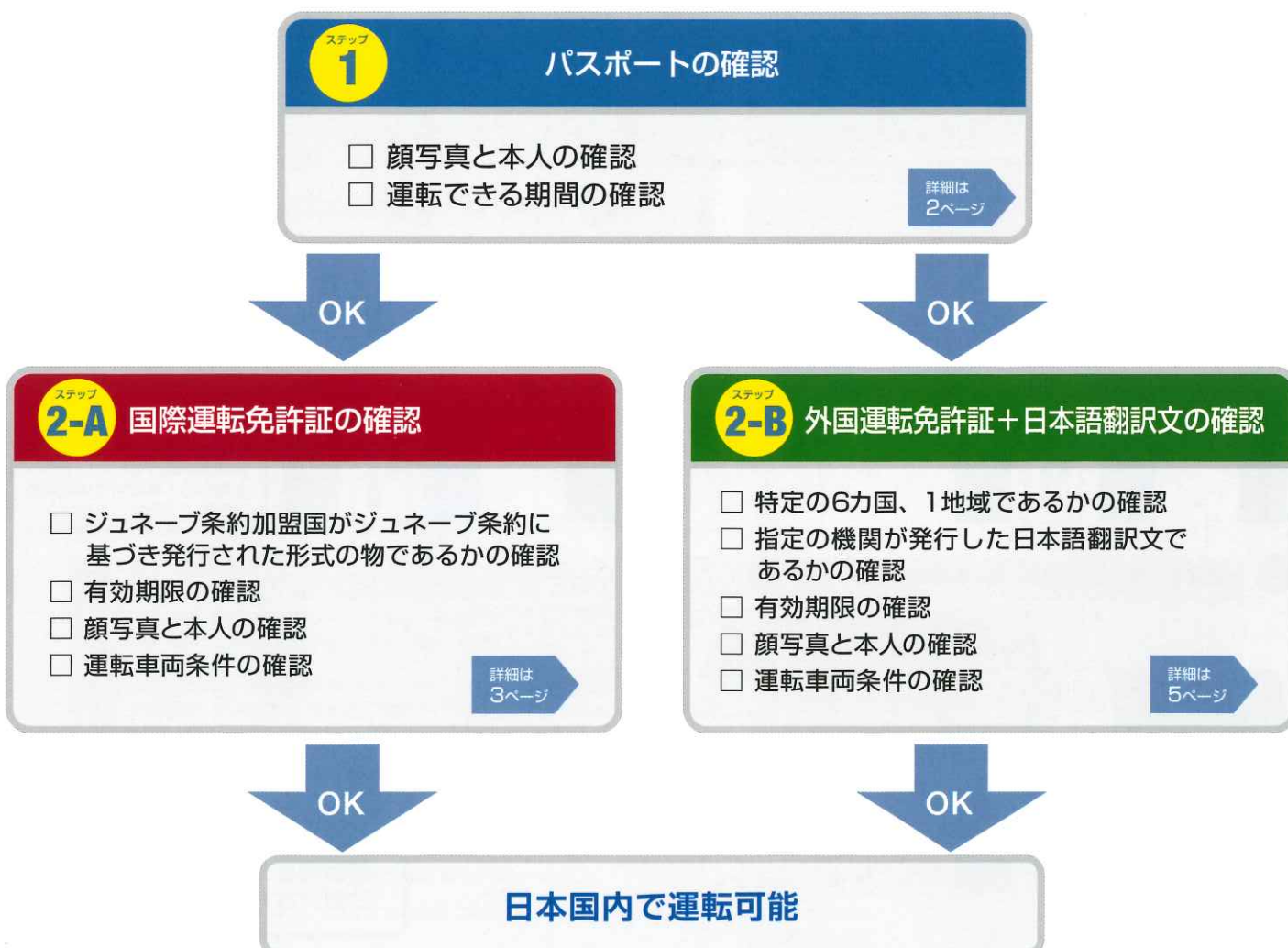


■外国運転免許証+日本語翻訳文

エストニア共和国・スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー王国・モナコ公国・台湾以上の6カ国、1地域



運転可能判別確認のチェックフロー



1 顔写真と本人の確認

2 運転できる期間の確認

1) 通常の国内運転免許証：有効期限内

2) 国際免許証及び外国発行の免許証：

※日本での運転有効期限は、下記の外国運転免許証の有効期限内かつ、日本に上陸した日より1年間（パスポートの日本国上陸年月日の証印により確認、ただし自動化ゲートを使用しての入国の場合はスタンプ（証印）されませんので注意してください）です。

ただし、日本の住民基本台帳に記録されている方が、日本を出国後3ヶ月に満たない期間内に再入国した場合は、その再入国の日は「上陸した日（日本での運転有効期限の起算日）」にはなりません。

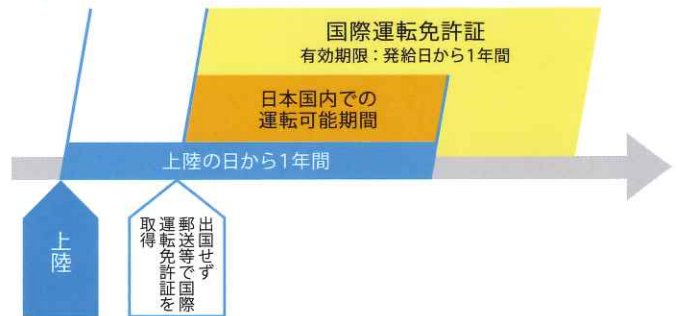


住民基本台帳に記録されていない者が本邦に上陸した場合

A 国際免許証取得後、初入国した場合

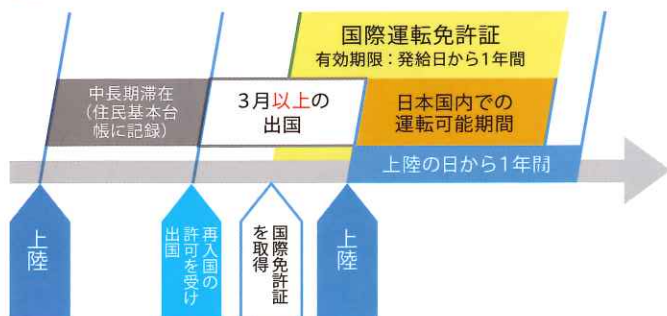


B 初入国後、国際免許証を取得した場合



住民基本台帳に記録されている者が出国して再上陸した場合

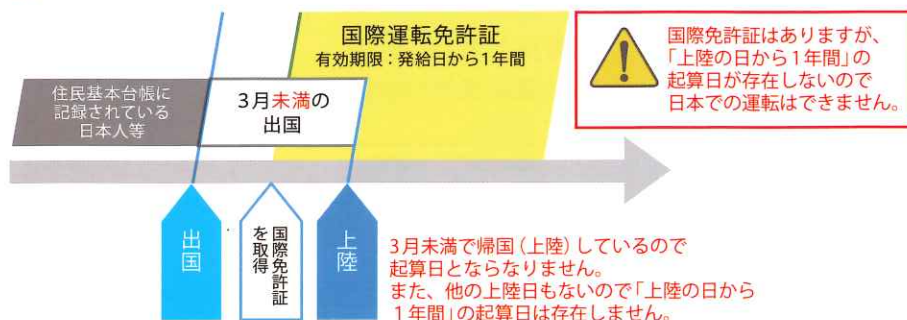
A 外国滞在3月以上で再び上陸した場合



B 外国滞在3月未満で再び上陸した場合（外国籍の方に多いケース）

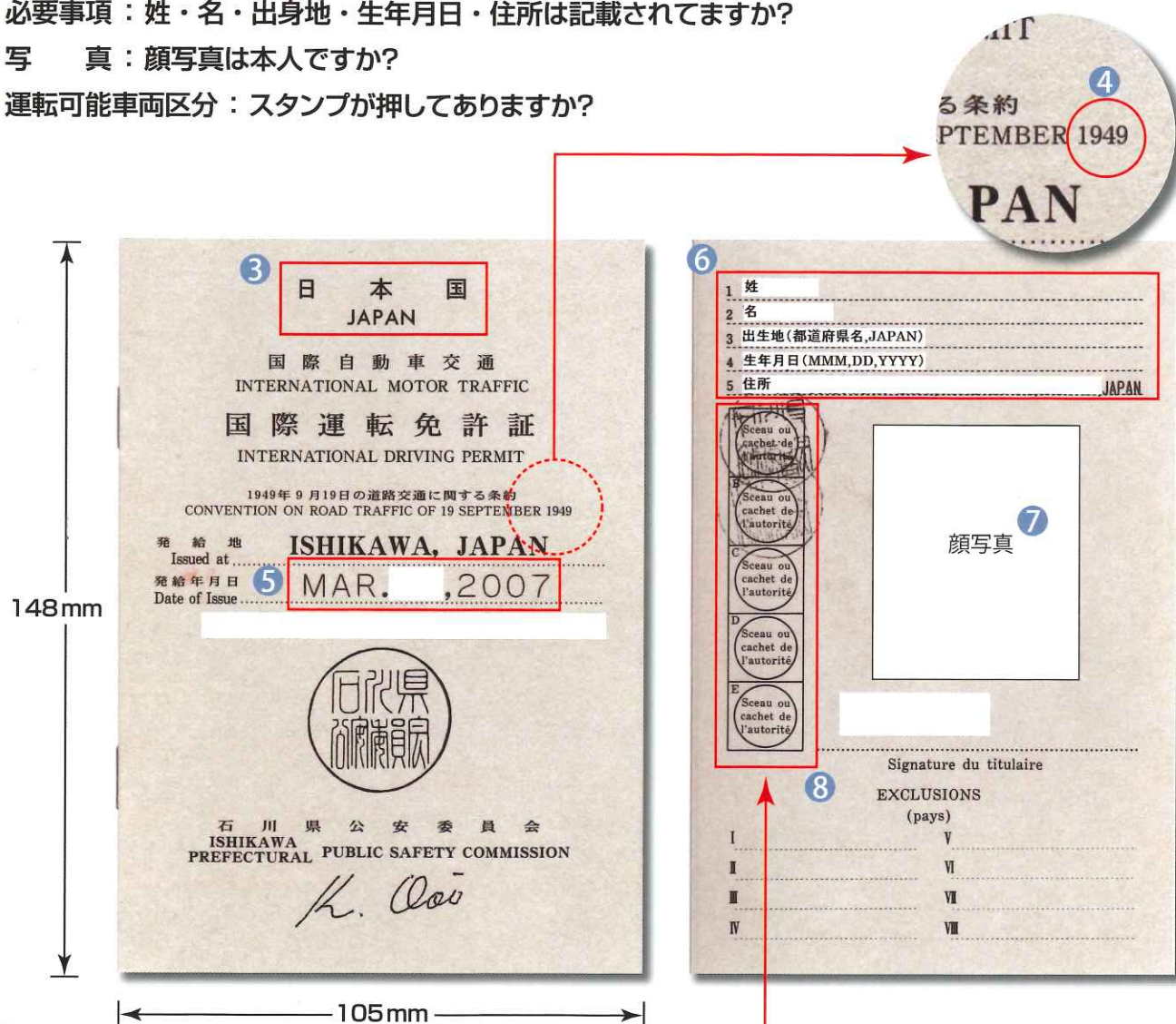


C 外国滞在3月未満で再び上陸した場合（日本国籍の方に多いケース）



判断が付きにくい場合は
お近くの各都道府県にある
運転免許センターまで
お問い合わせください。

- ① サ イ ズ : 縦 148mm × 横 105mm ですか?
- ② 色 : グレーですか? (他の色の国もあります)
- ③ 発 給 国 : ジュネーブ条約加盟国ですか? (次ページ一覧参照)
- ④ 条 約 名 : 「CONVENTION ON ROAD TRAFFIC OF 19 SEPTEMBER 1949」ですか?
- ⑤ 有効期限 : 発給年月日から1年間以内ですか?
- ⑥ 必要事項 : 姓・名・出生地・生年月日・住所は記載されていますか?
- ⑦ 写 真 : 顔写真は本人ですか?
- ⑧ 運転可能車両区分 : スタンプが押してありますか?



国際運転免許証の運転車両可能区分

区分	運転することができる車両	必要な日本の免許
A	二輪の自動車(側車付きのものを含む。)、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400kg(900ポンド)をこえない三輪の自動車	大型自動二輪免許(AT限定含む)・ 普通自動二輪免許(AT限定・小型限定含む)
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500kg(7,700ポンド)をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・中型自動車免許・ 準中型自動車免許・普通自動車免許(AT限定含む) 第二種 大型自動車免許・中型自動車免許・ 準中型自動車免許・普通自動車免許(AT限定含む)
C	貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500kg(7,700ポンド)をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許 第二種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許
D	乗用に供され、運転者のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許 第二種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許
E	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	第一種 牽引免許 第二種 牽引免許

加盟国	英語表記	加盟国	英語表記	加盟国	英語表記
ア		シ		フ	
アイスランド	Iceland	シエラレオネ	Sierra Leone	フィジー	Fiji
アイルランド	Ireland	ジャマイカ	Jamaica	フィリピン	Philippines
アメリカ合衆国	U.S.A.	ジョージア	Georgia	フィンランド	Finland
アラブ首長国連邦	United Arab Emirates	シリア	Syria	フランス	France
アルジェリア	Algeria	シンガポール	Singapore	ブルガリア	Bulgaria
アルゼンチン	Argentina	ジンバブエ	Zimbabwe	ブルキナファソ	Burkina Faso
アルバニア	Albania	ス		ヘ	
イ		スウェーデン	Sweden	ベナン	Benin
イギリス	United Kingdom	スペイン王国	Spain	ベネズエラ	Venezuela
イスラエル	Israel	スリランカ	Sri Lanka	ペルー	Peru
イタリア	Italy	スロバキア	Slovakia Republic	ベルギー	Belgium
インド	India	スロベニア	Republika Slovenija	ホ	
ウ		セ		ボツワナ	Botswana
ウガンダ	Uganda	セネガル	Senegal	ポーランド	Poland
エ		セルビア	Serbia	ポルトガル	Portugal
エクアドル	Ecuador	タ		マ	
エジプト	Egypt	タイ	Thailand	マダガスカル	Madagascar
オ		大韓民国（韓国）	Korea	マラウイ	Malawi
オーストラリア	Australia	チ		マリ	Mali
オーストリア	Austria	チェコ共和国	Czech Republic	マルタ	Malta
オランダ	Netherlands	中央アフリカ共和国	Central Africa Republic	マレーシア	Malaysia
カ		チュニジア	Tunisia	ミ	
ガーナ	Ghana	チリ	Chile	南アフリカ	South Africa
カナダ	Canada	テ		モ	
カンボジア	Cambodia	デンマーク	Denmark	モナコ	Monaco
キ		ト		モロッコ	Morocco
キプロス	Cyprus	トーゴ	Togo	モンテネグロ	Montenegro
キューバ	Cuba	ドミニカ共和国	Dominican	ヨ	
ギリシャ	Greece	トリニダード・トバゴ	Trinidad and Tobago	ヨルダン	Jordan
キルギス	Kirgiz	トルコ	Turkey	ラ	
ク		ナ		ラオス人民共和国	Laos
グアテマラ	Guatemala	ナイジェリア	Federal Republic of Nigeria	リ	
コ		ナミビア	Namibia	リトアニア	Lietuvos Respublika
コートジボアール	Cote d'Ivoire	ニ		ル	
コンゴ	Republic of the Congo	ニジェール	Niger	ルクセンブルク	Luxembourg
コンゴ民主共和国	The Democratic Republic of Congo	ニュージーランド	New Zealand	ルーマニア	Romania
サ		ノ		ルワンダ	Rwanda
サンマリノ	San Marino	ノルウェー	Norway	レ	
		ハ		レソト	Lesotho
		ハイチ	Haiti	レバノン	Lebanon
		バチカン	Vatican	ロ	
		バブアニューギニア	Papua New Guinea	ロシア連邦	Russian Federation
		パラグアイ	Paraguay	行政区域	
		バルバドス	Barbados	香港	Hong Kong
		ハンガリー	Hungary	マカオ	Macao
		バングラディシュ	Bangladesh		

※ジュネーブ条約加盟国であるが同条約に基づく国際免許証の発行を行っていない国

●フランス・ベルギー・モナコ（本国発行の運転免許証と日本語翻訳文との併用によって日本国内での運転が可能）

※詳細については警察庁のホームページ「ジュネーブ条約締結国等一覧」も併せてご参照ください。



パリ条約（1926）、ワシントン条約（1943）、ウィーン条約（1968）に基づく形式の
国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。

日本国内で運転が認められない国際運転免許証

① ジュネーブ条約を批准していない国等が発給した国際運転免許証

日本国内では運転できません。

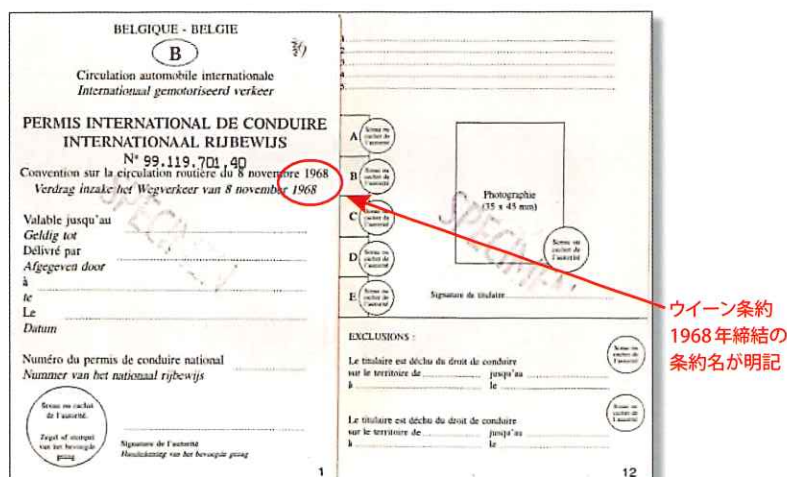


例：バーレーン

② ジュネーブ条約を批准している国等が発給しているが、ウィーン条約に基づく様式の国際運転免許証

日本国内では運転できません。

※パリ条約(1926)、ワシントン条約(1943)、ウィーン条約(1968)加盟国で取得した国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。

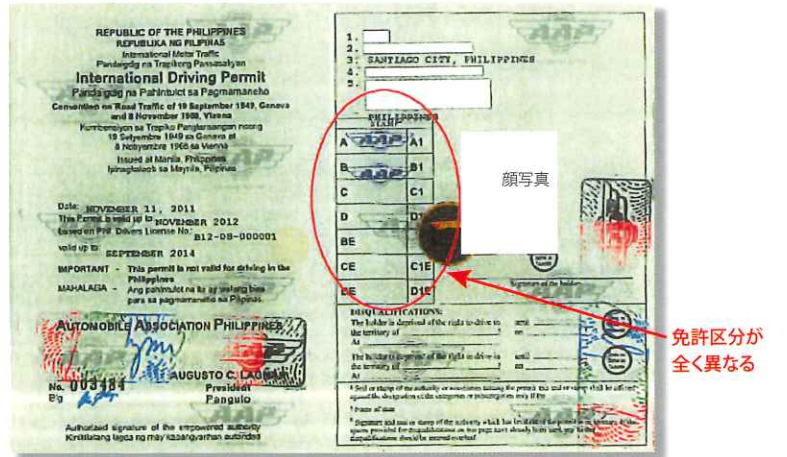


例：ベルギー

ウィーン条約
1968年締結の
条約名が明記

③ ジュネーブ条約を批准している国等の権限のある機関が発給しているが様式が大きく異なる国際運転免許証

日本国内では運転できません。



免許区分が
全く異なる

④ 発給権限のない機関が発給した国際運転免許証

日本国内では運転できません。

例：IAA



米国で発給の権限を有するのは
「AAA」と「AATA」のみ

様式も全く異なっている

以下の6カ国、1地域は、パスポートと自国の免許証および日本語翻訳文の同時提示で運転可能です。



エストニア共和国



ベルギー王国



スイス連邦



モナコ公国



ドイツ連邦共和国



台湾



フランス共和国

※2019年7月現在

※スロベニア共和国は除外され、ジュネーブ条約加盟国となりました。

1



パスポート

2



自国の運転免許証

3



or



いずれかの日本語翻訳文
(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)



別紙 日本語翻訳文
(運転免許種類)

※別紙はない場合もあります。



日本語の翻訳文は、それぞれの国の在日大使館・領事館、またはJAF<(一社)日本自動車連盟>が発行した翻訳文のみ有効です。

台湾はJAF<(一社)日本自動車連盟>、日本台湾関係協会(注-1)が発行した翻訳文になります。

※在日大使館・領事館が発行する翻訳文は、JAF<(一社)日本自動車連盟>発給の仕様とは異なります。

※「免許種類」と「有効期間」と「条件」に十分注意してお取り扱いください。

(注-1) 道路交通法施行令第39条の5第1項第2号の規定により、日本語による翻訳文を作成する者として日本台湾関係協会(各事務所及び支所を含む。)が、国家公安委員会が相当と認める法人とされている。

- 自国の運転免許証は一例であり、それ以外にも存在する。
- 日本語による翻訳文の使用については、本誌2頁に準ずる。ただし、有効期限については、自国の運転免許証に準ずる。

判断が付きにくい場合はお近くの各都道府県にある
運転免許センターまでお問い合わせください。